

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上牧町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させる危険を低減させるために十分な措置を実施し、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

上牧町長

公表日

令和3年6月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)によるA類疾病及びB類疾病の予防接種について、町内に居住し、政令で定める者に対し予防接種を実施するなど必要な事業を行う事務。予防接種の事務の流れは、事務の種類により異なるが、対象者の確認、過去の接種状況、予診票等の発行、実施結果の管理、接種等の勧奨、町民からの問い合わせの回答などを実施している。①予防接種の実施②予防接種履歴の管理③予防接種の実施依頼及び実施に必要な協力など④給付の支給に係る請求、届出、審査等について特定個人情報を使用する。
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10の項「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号利用法第19条7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 番号利用法 別表第二 16の2の項、16の3の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の2の2の項(別表第二における情報照会の根拠) 番号利用法 別表第二16の2の項、17の項、18の項、19の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 生き活き対策課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	上牧町総務部総務課 情報公開・個人情報保護担当者 639-0293 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3350番地 問い合わせ先電話番号 0745-76-1001
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	上牧町健康福祉部生き活き対策課 639-0214 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3245番地の1 問い合わせ先電話番号 0745-79-2020

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	上牧町は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させる危険を低減させるために十分な措置を実施し、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	上牧町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させる危険を低減させるために十分な措置を実施し、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	事務名称の統一
平成29年7月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ① 事務の名称	予防接種の実施に関する事務	予防接種に関する事務	事後	事務名称の統一
平成29年7月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	健康カルテ	健康管理システム	事後	名称の訂正
平成29年7月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10の項「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条	番号法第9条第1項 別表第一の10の項「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条	事後	法令の追加
平成29年7月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条7号(特定個人情報の提供の制限)(別表第二における情報照会の根拠)別表第二の17, 18, 19の項「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第13条	番号法第19条7号(特定個人情報の提供の制限)(別表第二における情報照会の根拠)別表第二の16-2, 17, 18, 19の項「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2, 第12条の3, 第13条, 第13条の2	事後	法令の追加
平成29年7月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 部署	上牧町住民福祉部生き活き対策課	住民福祉部 生き活き対策課	事後	課長名追加
平成29年7月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	生き活き対策課長	生き活き対策課長 高田健一	事後	課長名追加
平成29年7月13日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ連絡先	上牧町総務部総務課 情報公開・個人情報保護担当 639-0214 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3245番地の1 問い合わせ先電話番号 0745-46-1001	上牧町住民福祉部生き活き対策課 639-0214 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3245番地の1 問い合わせ先電話番号 0745-79-2020	事後	変更
平成30年8月7日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	生き活き対策課長 高田健一	課長		様式変更に伴う変更
令和1年6月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	健康管理システム	健康管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条7号(特定個人情報の提供の制限)(別表第二における情報照会の根拠)別表第二の第16-2、17、18、19の項「行政手続きにおける特定の個人の識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	番号利用法第19条7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)番号利用法 別表第二 16の2の項行政手続きにおける特定の個人の識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2(別表第二における情報照会の根拠)番号利用法 別表第二16の2の項、17の項、18の項、19の項行政手続きにおける特定の個人の識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事後	
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年10月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年10月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	IVリスク対策	無	全項目入力	事後	様式変更に伴う変更
令和2年6月24日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10の項「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条	番号法第9条第1項 別表第一の10の項「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月24日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携法令上の根拠	番号利用法第19条7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 番号利用法 別表第二 16の2の項 行政手続における特定の個人の識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2(別表第二における情報照会の根拠) 番号利用法 別表第二16の2の項、17の項、18の項、19の項 行政手続における特定の個人の識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	番号利用法第19条7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 番号利用法 別表第二 16の2の項、16の3の項 行政手続における特定の個人の識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の2の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) 番号利用法 別表第二16の2の項、17の項、18の項、19の項 行政手続における特定の個人の識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事後	
令和2年6月24日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	上牧町総務部総務課 情報公開・個人情報保護担当 639-0214 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3350番地 問い合わせ先電話番号 0745-76-1001	上牧町総務部総務課 情報公開・個人情報保護担当 639-0293 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3350番地 問い合わせ先電話番号 0745-76-1001	事後	
令和2年6月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年6月23日	1 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	住民福祉部 生き活き対策課	健康福祉部 生き活き対策課	事後	
令和3年6月23日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	上牧町住民福祉部生き活き対策課 639-0214 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3245番地の1 問い合わせ先電話番号 0745-79-2020	上牧町健康福祉部生き活き対策課 639-0214 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3245番地の1 問い合わせ先電話番号 0745-79-2020	事後	
令和3年6月23日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年6月23日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	